

1 木更津市 介護予防訪問介護相当サービス（独自） サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	日割の場合	123	1日につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179			
A2	2621	訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1回当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1回当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	50	月1回程度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000	加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000	加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000	加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000	加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000	加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000	加算		

※ 黄色の塗りつぶし箇所は、単価等の変更箇所です。

※ 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。

※ ピンク色の塗りつぶし箇所は『訪問型サービスA(緩和した基準による)』と併用して利用する場合に算定してください。

2 木更津市 訪問型サービスA（緩和した基準による） サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1011	訪問型サービスAⅠ	訪問型サービスA費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	45分から60分の生活援助。月5回を上限とする。	90%	225	1回につき
A3	1012					80%	225	
A3	1013					70%	225	
A3	1021	訪問型サービスAⅡ	訪問型サービスA費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	45分から60分の生活援助。月10回を上限とする。	90%	225	
A3	1022					80%	225	
A3	1023					70%	225	
A3	1031	訪問型サービスAⅢ	訪問型サービスA費(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週3回程度)	45分から60分の生活援助。月16回を上限とする。	90%	225	
A3	1032					80%	225	
A3	1033					70%	225	
A3	1041	訪問型サービスA初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき
A3	1042					80%	200	
A3	1043					70%	200	

3 木更津市 介護予防通所介護相当サービス（独自） サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A6 1111	通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス11日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合 1,798単位	日割の場合 59	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2	3,621	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス12日割	3,621単位	日割の場合 119	1日につき		
A6 1113	通所型独自サービス21	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6 1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき		
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算 -18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算 -1	1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算 -36	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算 -1	1日につき	
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算 -4	1回につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算 -4	1回につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算 -18	1月につき	
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位減算 -1	1日につき	
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算 -36	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算 -1	1日につき	
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算 -4	1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算 -4	1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算 -376	1月につき	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算 -752	1月につき	
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3		事業対象者・要支援2	94単位減算 -94	1回につき	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算 -47	片道につき		
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算 150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算 160		
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算 88	1月につき	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算 176		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算 72		
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算 144		
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算 24		
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算 48		
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算 100		
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200		
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算 20	1回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算 5		
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ	所定単位数の 120/1000 加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ	所定単位数の 109/1000 加算	
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ	所定単位数の 118/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算	
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ	所定単位数の 117/1000 加算	
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ	所定単位数の 127/1000 加算	
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ	所定単位数の 115/1000 加算	
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ	所定単位数の 125/1000 加算	
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算	
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,259	1月につき			
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超				59単位	41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超				3,621単位	2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超				119単位	83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305	1回につき			
A6 8013	通所型独自サービス22・定超	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313	1回につき			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,259	1月につき			
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠				59単位	41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠				3,621単位	2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠				119単位	83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	305	1回につき			
A6 9013	通所型独自サービス22・欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	313	1回につき			

※ 灰色の塗りつぶし箇所は、木更津市では使用しません。

※ 黄色の塗りつぶし箇所は、単価等の変更箇所です。

※ 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。

#### 4 木更津市 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	442
AF	1002	初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300
AF	1003	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300
AF	1004	初回加算＋委託連携加算	ロ 初回加算 ＋ ハ 委託連携加算	600単位加算	600
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA＋高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算	438
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA＋業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	4単位減算	438
AF	1007	高齢者虐待防止措置未実施減算 ＋業務継続計画未策定減算	高齢者虐待防止措置未実施減算 ＋業務継続計画未策定減算	8単位減算	434
AF	3001	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位	442
AF	5001	処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員等処遇改善加算 ※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。 4つの中からいずれかを選択。	9単位加算	
AF	5002	処遇改善加算Ⅱ		15単位加算	
AF	5003	処遇改善加算Ⅲ		16単位加算	
AF	5004	処遇改善加算Ⅳ		22単位加算	

※ 黄色の塗りつぶし箇所は、単価等の変更箇所です。

※ 水色の塗りつぶし箇所は、新たに追加されたサービスコードです。